例書

一ノ事ヲ

812
8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

例書調書

壹一八八上

812
8

国立国会図書館　タイトル『例書』 請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

東京帝國大學圖書館

舊幕引繼書

壹之帳例書

国立国会図書館　タイトル『例書』 請求記号 812-8

ガラス使用

壱

元文元辰年
一　重追放

筒川町弐町目
宗右店
半之丞

年数十年

右之者雉子橋御門内御番所裏御門
御長屋下ニ縄梯子を掛ケ差置候
番所同様之処方ニ而召捕候ニ付右之通

一 付重追放

右之者安永二巳年
将軍　宣下御祝儀ニ付御赦ニ　御免

弐

横山町二町目
清兵衛店徳之助
石出帯刀預
弥之助

享保十七子年六月紙ニ書ニ付御尋之
同年七月十八日

一 三宅嶋ニ流罪

年数四十五年

右之者横山町二町目清兵衛店徳之助
悴ニ付呉服物護持流ニ被入候其後

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

右之者安永五申年日光
御社参ニ付海辺御猶役被仰付
御免

三

大番　加納大和守元同心
宝暦六子年三月晦日遠州ニ而
同年八月廿九日
一新潟ニ流罪
和平伊助

年数三十九年

右之者大和守殿小野寺右衛門ニ而仕
下女与密通いたし候ニ付右知行不届之由

度々中間を以所々様へ右下女を
殺害致し候段不届ニ付遠流

右之者寛政癸丑年
若君様 御弘メ祝儀之御赦ニ
御免

巳

松浦内十兵衛店
清兵衛方ニ居候
久右衛門女房
里ん

宝暦二申年三月十三日
一 江戸構

年数ニ拾六年

右之者四年以前分宝木屋清兵衛店
家主和田元貞祖母妙元方ニ相勤

今ニ而妙元家督相続被致候ニ付　追而
右之仕形相聞一段ニ付同年九月廿八日
妙元方家督相続之儀不届ニ付急度
叱置候　其外当時妙元女之家督相続之儀取締

右之者天明七未年
将軍宣下ニ付御祝儀御赦ニ　御免

五

一　中追放　宝暦十三未年十月廿六日

深川本村宿伊七店
十太郎元店
徳右衛門

年数二十一年

右之者主人之依頼ニ而其品ニ知ル八間堀
本多隠岐守屋敷ニ立寄候ニ付屋敷前ニ

桐浦孫次右衛門内ニ而口論有之
相手ニ有之候船揩ゟ京橋目黒屋敷
往還ニ而も口論有之ニ付十次郎儀右
場所ニ而兄弟共ニ而打擲ニ逢候由ニ而右十〆着
候而も次今右場所ニ而右越候而又手ニ付不
見届打擲ニ逢候旨ニ付切付候段横取之

相添候有之候ニ付相頼候ニ付遺恨ニ存
之由を十次郎相手ニ存候ニ付申候得共而も
其後所之御奉行勝次郎殿方内弟子前ニ
切付候段之合打擲ニ逢候所ニ而相取候之
候而其十次郎ニ而相懸も不致勝次郎ニ
為手負右之手疵ニ而手負之旨其外門擲之

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52

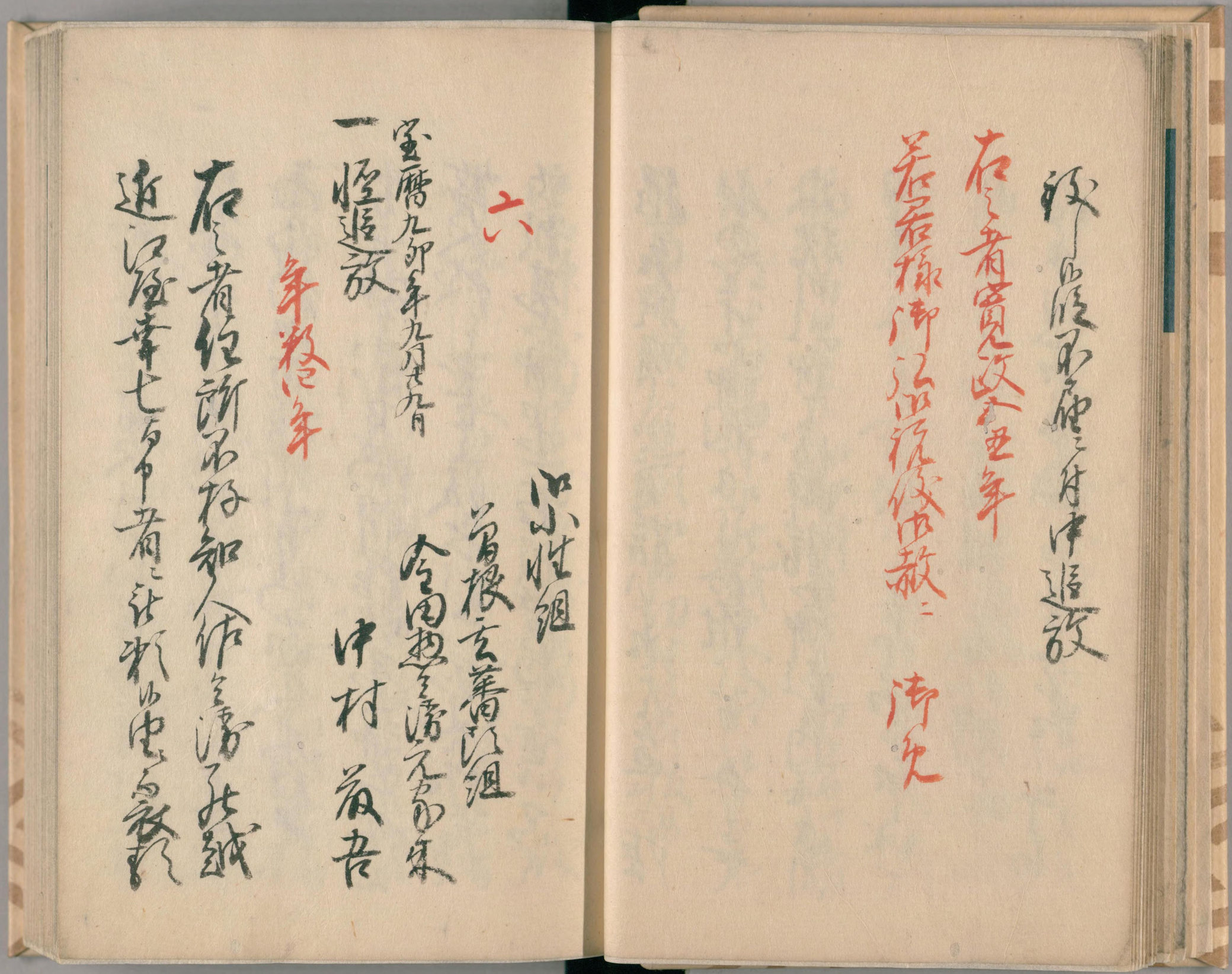

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

右之通宝暦十二午年
若君様御誕生ニ付被仰出候赦ニ　御免

七

享保十三申年
一　三宅嶋江流罪

元赤坂表町同所吉兵衛店
八右衛門伜
長右衛門

年数十四年

右之者赤坂表伝馬町吉左衛門店藤蔵
請之元文三午年酒宗和年八月右八右衛門方江年

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

右者寛保元酉年
御徒被召出　御免

八

西丸御先手
松平忠左衛門組同心
福見半左衛門

一 明和二酉年四月宿
一 軽追放

年数十二年

右者同組同心森川猪右衛門与同組
同心野原与市妻くらと致密通

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

与市方ニ而度〻ニ致盗賊候品捨置候
其外ニ者とも盗取候品其ニ仕候ニ付大小
取上江戸追放

右之者安永五申年日光
御社参ニ付於桐海ニ而被成御赦ニ
御免

九

安永二巳年九月廿五日遠島伺
同年十月十一日

一 遠嶋ニ流罪

安宥

吉五郎

年数四十四年

右之者当巳八月十日夜通一致盗不存ニ而
武州御蔵前囲堀ニ有之長崎船ニ忍入衆〻
庭場入口ニ有之候を盗取候

究

戸尻を押明ケ這入人々寝候を相待
極之内ニ忍入盗取可申処捕候始末不届
ニ付遠島

右之者文化十三子年
御消任　御幕任　御法会御赦ニ　御免

拾

音羽町八町目
吉右衛門店
長右衛門悴
清五郎事
清右衛門

宝暦五亥年五月十五日遠島申渡
同年八月廿九日
一　新島江流罪

年数十三年

右者同所ニ而左衛門江相頼候質入金並賣拂

今度之仮令證文無之候共随分致事ニ
候ハヽ其所ニ而上願出知宜敷ニ相違無之
今宇無之中を以内用立不申是迄腰
存候ニ相違隠置女渡世致し　ニ付
情実并今手ニ入致し　遣候上度し（以後共右之者義無之様致し）
二相違無男分無之重き悪事有之を
取拵申掛致し　判ニ相違無養娘と名前を
偽籍致し候者娘之身分ニ而も
親之役所出候ニ籍同以ニ相違無之遣候
有之罷之ニ而一旦養娘遣離候義取拵
候而取拵偽籍致し候而遠便ニ付
遠島

右之者明和元年
有徳院様十七回 御忌ニ付赦ニ
御免

十二

麹町平河町弐町目
次右衛門店
友右衛門元弟子
浪人
阿新丹次

宝暦十二午年六月十日
一 入墨之上所追放

年数二十一年

右之者武家方ニ勤居候内主家掠候

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

重追放

右ハ去ル天明二寅年

御元服　御官位叙任御祝儀御赦ニ

御免

十弐

池之端七軒町

佐兵衛店

平右衛門方ニ元居候

吉六

明和三戌年八月廿日

一金ニ上中追放

年数十二年

右之者通一夜盗ニ罷出候同月十九日夜右之

本多伊勢守大輔様小川町屋敷渡し在

賽銭箱迄之中ニ隠居在之所ニ寝入候
明ケ之付追者見付離於頃掃除
中日之就捕候之事不屈至極ニ付
右仕置不庇之至ニ付入墨之上重追放

右之者安永五申年日光
御社参ニ付御沙汰ニ付御赦之　御免

十三

一　安永[illegible]午年七月宥
入墨之上重追放

鍋迄町加賀屋勘助店
加賀屋清方ニ居候
重兵衛

年数格三年

右之者先達而不届有之中追放
相成ル処病氣ニ付追而仕置之上不相用

元之人数ニ加へ済方ニ致出精其上病身
彼是成行ニ而も被追罪御中以擁場所
不立去雅去候処此度入墨之上所追放

右之者文化七午年六月
惇信院様五拾回御忌御法事之御赦ニ
御免

宝暦七丑年六月十八日遠島申渡
同年八月二日
一 新島江流罪　　　　　　　　　　右宿
　　　　　　　　　　　　　　　　　権平

年数四年

右之者三宅島居成候者之請所右之請所ニ而
離去居候而不届有之入墨之上所追放
中村出之者ニ而紙以擁場所立返致

渺洄渡不埒ニ付遠嶋

右之もの寳暦十二年
若君様御誕生之御祝儀御赦ニ
御免

十五

寳暦七丑年
一 三宅嶋ら流罪　　常右　　二人兄　　平次郎

年数廿六年

右之者不届有之重敷ゆへ申追放
申付候後元所内日本橋町近邊

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

漁網之儀ハ以構場所不差支ニ仕置
不相用剰先達而不伺相背仕置ニ
相成候儀も町内ニ者申立候而不届ニ
達候ニ付依之被仰付候ニ付先鑑難立申出
候儀不届ニ付遠慮

右之者天明二寅年
御元服　御官位被為遊候ニ付御赦ニ
御免

十六

年数二年

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

右者天明二寅年
御元服 御宮住相済候ニ付役儀散ニ
御免

十七

一 正徳六申年四月
新潟ニ流罪

安房

檀之清

年数二十六年

右者新大坂町右権之清居所ニ而之清
弟安房并檀之清義之清之中者有度々
気病気狂乱ニ而御ニ相成候ニ付

致立去候処親類共ニ相預置女人之内罷出候処
見付召捕来ニ付遂吟味候処右之通
相違無之段白状ニ付女人令遠流
一 申付旨被仰渡候処厳重之済候迄牢舎
類焼之節御免被成一旦ニ付尋中付置
揚屋之儀ニ付此段遠流

右之者寛保元酉年
御構任 御霊任 御免被仰付候
御赦ニ 御免

十八

元文二巳年

一 八丈嶋ヘ流罪

麻布谷福寺門前

長右衛門店

八右衛門

年数九年

右之者麻布新網町定右衛門店ニ罷

壱女持九ツ之娘并知合之趣十郎方ニ召連

見世出之通差置女を引返遣之衣類ニ付候者
取計之候大坂奉行所召捕名主五人組
迄も立不構候　不届ニ付流罪

右之者延享二丑年
赦帳　寛延元辰年之赦ニ　御免

十九

富沢町
惣物店
源右衛門店
忠八

宝暦元未年十月廿日
一　江戸住居致候ニ付遠島

年数三十七年

右之者富沢町源右衛門方ニ而当八月
廿七日ニ人の商売事ニ付打擲致候

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

二十

下谷山崎町源七店
傳七方ニ居候
平七悴
長八

宝暦三酉年五月十八日

一 軽追放

年数二十五年

右之者下谷坂本町蔵之借請人ニ為立去年

四月中ゟ新黒鍬屋敷町森之助方ゟ参之

若如主人娘みさきを誘引出奔致候ニ付
當三月中銀錢持逃ゟ當所ニ主人
長三郎方ニ罷越候ニ付此者居候人傍ニ罷
みさきを相尋ニ而後召捕申度町内
ニ入置安否致候文懐出し内々ニ而相談
右書附を以内談相願候ニ付　去月廿五日酒之

給仕ニ上ル主人長三郎宅迄参候ニ
引参候ニ付候同差雑ニ申ニ付元主人
長三郎方へ新ニ而此者前ニ而相付候ニ付
みさきを誘引出候ニ而居届有之ニ付主人
用捨を以内々ニ而相済し町内ニ而も立入
右安否證文取之迄ニ付又々　町内

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

迯候段訴訟之外ニ候得共難之中ニ候ハゝ
不届ニ付軽追放

右之者天明七未年
将軍 宣下ニ付御赦ニ 御免

二十三

寛政四子年九月十八日

中奥番組
松野織部支配
保京小三郎元家来
新井孫之丞

一 軽追放

年数十五年

右之者夜之軽盗包之為押懸
出奔致し候得は度々吟味之上取計候旨

中山道筋之御用承候所故先年之通同
承来多人数連判之願書ニ有之
既ニ此度奉願出候ニ付候ニ相成
其儀之者共先年故之儀ニ付此度奉願
出来之儀承ニ而御請之も拘り候儀
御振合之も取調之儀奉存候同中承来

度深情悦採度之内意御座候処も
且存之通早急見届方等閑故之儀
年寄役相勤ニ而此度之為別而所願之付
修進致

右者文化二丑年
浚明院様二十回御忌御法事御赦ニ
御免

二十二

明和三戌年
一 入墨之上重追放

年数四十壱年

右者若年重追放ニ相成
其外之為ハ住居之通り相成御構場所ニ

浅草福川町
家主清兵衛店
新五郎

国立国会図書館　タイトル『例書』 請求記号 812-8

ガラス使用

二十二

一 享保十七年十二月
八丈嶋流罪

武州深沢村
大工
十三郎

年数ニ年

右之者武州深沢村常隆寺山ニ而
郷人光悦右申之ニの者を打殺候ニ付
十三郎儀も当人ニ為添打候ニ付

五月遠慮

右之者享保十三申年月日
御社参ニ付被仰出赦　御免

二十八

一 文化三寅年六月九日
重追放

年数十年

無宿
喜松

右之者よみかるた又ハめくり博奕
致候ニ付依科敲之上追放ニ相成候後又候
立廻田舎ニ而度々博奕三度致候

国立国会図書館　タイトル『例書』 請求記号 812-8
ガラス使用

御府中追放ニ相成一旦御構場所江
立帰候科ニ付旧悪仕置ニ不相用當三月
御構場所而已立入候而已ニ付重追放

右之者文化十二亥年十二月
有章院様百回御忌御法事ニ付赦ニ
御免

二十五

一 寛政十一未年四月十日
軽キ中追放

無宿浪人
猪又幸次事

吉川幸次郎
外壱人

年数十八年

右之者儀無宿猪妻之丈治・無宿嘉治
次郎吉与申者與共悪之者ニ附添悪
事致し候ニ付無宿中御構場所立入候ニ而

野田文之丞地ニ有之候簡養場ヘ文之丞
免くり場ヘ米穀被取候ニ付罷出ニ
不意長脇差帯刀致候儀旁不届ニ付
ニ付一同敲之上中追放

右之通文化十三子年
御勘定　御奉行所伺之上敲ニ
御免

二十六

麹町平河町二丁目
平左衛門店
清助

一 安永十丑年二月廿八日
江戸十里四方追放

年数十七年

右之者百人組之与力酒井門右衛門方ニ居
抱徒抱中間ニ相勤同月之度々ニ出賊

相勤候和尚儀致隠居候ニ付而不如意ニ相成
貯銭減少ニ及且録出来兼候所無之ニ而
食事為致候様ニ付給御申付候和尚右
之趣ニ而ハ難相勤旨願入御聞所同
利之儀清右衛門七代清物等ニ相成候ニ付迄
去子八月二日從行先ニ而酒ニ給酔候而
子供海ゟ和尚右衛門方へ参り候七母
之ニ申寄候ニ付酒相願候ニ付私方へ参
押致ニ相取申存連ニ居候処子供蔵場ニ
子供等居候而役人ニ対シ右之儀ヲ破見
声高ニ及悪口雑言等七代清物等
致候和尚為風帯居候相成候ヲ抜出シ候

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

武之假例書

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

右之者天明二寅年
御免被　御召抱御役所勤ニ
御免

三
文化乙亥年六月九日
一重追放
世者　甚松

年数十六年

右之者儀、のるにみそめ候博奕
別而役科諸仕置ニ者如之後
手代之躰ニ而ニ者心得候之博奕之度

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

一金子借請候段仮令役人ニ頼候共(?)
相勤候方ニ而ハ別而不届ニ付重キ追放

右之者天明二寅年
御定渡(?) 御差図(?)ニ而申渡候(?)
伺之(?) 御免(?)

五

一安永十丑年二月廿日(?)
一 [illegible]追放
麹町平河町弐丁目
平兵衛(?)元店
清助

年数十七年

右者百人組之[illegible]拝借(?)仕
其地(?)借地(?)申間之相滞(?)候段不埒ニ付

相勤候処御補得与而不如意ニ
相成借銭減少ニ候旦断出
御聞及之人合之上ニ而為致候処候事後約
中村候処右通ニ而難相勤候
願人麹町但丁内相済候処七
代清助と申者御補ニ而其外之子

八月二日他所行先ニ而酒ニ酔候ニ
不届候処右紙奉上其上前書七
出候よ中間ニ付酒狂之所業ニ
組之ニ相成押る不束紙ニ存書ニ
御補ニ而申職方難所ニ　不至尾補
役人ニ対し右之仕儀を彼是不埒ニ

及悪口雑言候而代官所江馳来り
右様子ニ付為取鎮出役居候処
抜立候処及法外之始末第一之者ニ付
人共此川法外之義ニ付相携
申渡之趣ニ相背候始末旁別而
不届ニ付右之者十里四方追放

右之者寛政九巳年
御免被　御代官様ゟ被仰渡候
御赦ニ　御免

六

元赤坂吉町
喜八店
八兵衛店居候
長蔵

享保十三申年十一月廿二日
一三宅備前守殿流罪

年数十九年

右者赤坂表伝馬町吉右衛門店
孫右衛門請ニ立二ヶ年以前未年八月

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

此度先例之通

御執奏被成候之被成下候得ハ神を

宣旨頂戴仕

右之者官位保元四年

御猶任

御養任

御元服

御撰叙之任叙之御覧

七

明和九辰年八月二日

一江戸掛

二條表書

松平右京亮組

石川阿波守組御代人

萬屋於伊織右衛門

角助

加納人

右之者廿才卯十月廿日頭二條表書

年数十六年

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

九

檜物町安藤元店

浪人

宝暦八寅年十二月廿九日

一 中追放

竹内文長

年数十九年

右者講釈師馬場文耕居宅を

借店講釈為致候ニ付今度遂吟味

一件ニ新規ノ事ヲ増シ又ハ変更ヲ加フル者

左ノ者ハ其ノ事業ノ開始ノ日ヨリ

従業者ノ名簿ヲ備ヘ置キ

必要ノ事項ヲ記載スヘシ

又ハ

従業者ニ関スル書類ヲ

保存スヘシ

従業者ニ関スル書類ヲ

保存スヘシ

前項ノ名簿ニ記載スヘキ事項

其ノ他名簿ニ関シ必要ナル事項

ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ

拘留又ハ科料ニ処ス

法人ノ代表者又ハ法人又ハ人ノ

代理人使用人其ノ他ノ従業者

ノ業務ニ関シ前項ノ違反行為

ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スル

ノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ

同項ノ罰金刑ヲ科ス

右ノ者ハ

従業者ノ名簿ヲ

備ヘ置キ

必要ノ事項ヲ

記載スヘシ

又ハ

従業者ニ関スル

書類ヲ

保存スヘシ

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

拾

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

川場宝右衛門者当月二十九日卒去
候ニ付御附添ニ而ニ[illegible]被差遣候ニ
付同江戸掛

右之者ハ安永六年閏月迄
御社家相済以後御暇被下ニ　御免

安永三午年七月十八日
一　江戸掛
右之者以来年貢上納合後着座之節　年数八年
万之事包出府中ハ御上為御意
其外福役ニ随ひ力を尽し附添ニ而相勤

御代官
飯塚伊兵衛
書役
中山勇右衛門

右ハ上の天明元丑年
台徳院様百五拾回 御忌御法事厳ニ
御免

十九

芝田町九丁目
忠七店
胡録雑人參
壹両不足ニ付
勘兵衛
外壱人

天明元丑年 青井吉
一 年経のもの之重追放

年数十二年

右之者共様物元大料芝田町九丁目

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』 請求記号 812-8

ガラス使用

一 訴ニ依致勘当候方ハ不致候節
候と先ニ而御届候勘当候節絶
之上候節妻子共ヘも及ハ不論
者とも之儀ハ無構候得共引付
候節ハ左様ニ無之同道いたし
遣申ニ不及勘当候節ニ者構ニ不及

時分候節候ニ勘当候節ハ手前子
一ヶ所ニ而も候ニ不残候ハ勘当候節
也家傳候節者ハ申ニ及ハ構無
引付拵今迄之儀ハ脇差刀取上
当人ニも勘当候節を切教ハ申渡分
在候方ニ而ハ及ひ無之当人ニも勘当候節と

切殺シ候、不届ニ付中追放

右之者天明二寅年
御免被 御宮様御[illegible]厳ニ 御免

十六

一 芝田町壱丁目
久次郎元店
庄蔵

享和元酉年十月十六日
一ノ宮元拂(?)

年数十年

右之者[illegible]壱丁目[illegible]町預ケ追放之處
小判壱両弐朱[illegible]取止ニ[illegible]申

国立国会図書館　タイトル『例書』 請求記号 812-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

其外宮様方ニも右ニ付のを
蒙候ニ付り候を以御赦ニ遠慮差扣ニ
付り致右之通の廿七日御免方ニ
増迄御弔被申聞候ニ而差控御沙汰人
未た年中付り被申来ニ及改候
尋合候ニ付而口上書ニ

右之通文化八未年
孝恭院様三拾三回御忌御法事以赦ニ
御免

十七

寛保二戌年
一 所追放

畔柳助九郎元組
借地人
横井惣七

年数之年

右之者所追放之処、去赦免被仰出候
然拘も不届所ニて又人金限之色似

中橋ニ居候而不届ニ付隠追放

右之者延享二丑年
将軍宣下御祝儀以赦御免

宝暦七丑年五月八日遠嶋申渡
同年八月六日
一三宅嶋江流罪

廿七歳
六人衆
平次郎

年数六年

右者前不届之上年寄以上申渡追放

中橋住居元町内向合継所迄追放

御細工所掛場所不届之儀依之住居迄取崩

割もん運ニ不届之取計仕候段之始末ニ
候ニ付町内之者共申立候ニ付遂吟味候
処不残離縁申付候処不届
ニ付遠島

右之者天明二寅年
御免後　御宮仕相済候ニ付被成御赦ニ　御免

享和元酉年九月廿一日遠島申渡
一同年十月廿日
三宅嶋江流罪
一　無宿　幸吉

年数拾六年

右之者出所盗物改（組）ニ付之者ニ付
同類之年吟味之上流罪ニ付人足
寄場江差遣置候処当七月二日

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

御指任　御免候以後候以叙之　御免

弐拾

本八町堀日比谷町
甚助店
平右衛門　元吉事
源助

一　宝暦七丑年十二月二日
江戸拂

年数二十年

右之者荒方之世出雲守中屋
相勤其後国家中小堀国義

国立国会図書館　タイトル『例書』 請求記号 812-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

二十三

明和三戌年十二月廿七日遠島申付　伊勢五右衛門

同年三月廿七日　入墨

一新島江流罪　四郎

年数十一年

右之者両度有之入墨重追放ニ

相成り候処此仕上を不相用此様

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

右之者文化十二亥年
御増任　御菓子役以後役々被成　御免

二十二

桶町壱丁目
肥前屋幸蔵店
九兵衛組人宿
七左衛門元弟子
林助

明和八卯年十二月廿二日
一話之上江戸構

年数六年

右者酒ニ給酔候事ニ候ものにて

家當相續仕候を言葉甚荒に
相並眼を絶者ハ家例相守
逃去候者ハ借存相手を捕
可申与道絶出行同安抱入
避隠候者未元畜之方へ送合者
有之候所二見え候得ハ与相表し

店を譲押明ヶ内へ入假名を授
振出し其上元畜之方仕小女とへを
捕ひ手向ひ之一切殺害候事
之見えに有之候中家臣諸道見ル
謂敬者未而無之候或若ハ夜前
脱捨て道に有之候中帽子裸身へ

国立国会図書館　タイトル『例書』 請求記号 812-8
ガラス使用

引越有之候ニ付旅籠
屋ニ而差出候処右ニ付猶又申上
置候様

右之者安永五申年日光
御社参前於府内徘徊致候ニ付　御免

弐十四

軽追放　町奉行所御仕置
勘定奉行方ニ而
上里　並習

寛政十年七月廿日
一入墨之上軽追放

年数十三年

右者先達而入墨敲之上中追放ニ相成
候処又候立帰り徘徊致候ニ付相用

元同人嘉兵衛方江預ケ置其上病気
快気候而も請取不申候ニ付猶又掛合候処
不埒之至ニ付不届ニ付入墨
之上重追放

右之者文化七午年六月
惇信院様五十回御忌御法事ニ付御赦
御免

弐十九

横山同朋町
表店
弐番組人宿
新蔵店
蔵八

一 享和元酉年七月八日
敲之上江戸拂

年数七年

右之者神田富松町茂八店ニ而番組人宿

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

對シ放埒所行致候者共而已便ニ付致申上
江戸拂

右之者ハ文化四卯年
常憲院様百回 御忌ニ付遂ニ赦之
御免

二十六

宝暦十二午年二月六日
一中追放

年数十五年

囚獄
石出帯刀元組
牢屋同心
石橋宅左衛門
外弐人

右之者共牢屋敷焼失之節仮牢之儀
者共立合引渡入念相勤候ニ付右出

帯刀并證役人共ニ申渡無之如去辰
七月廿二日夜九時ゟ不寝番相勤同夜
八時迄囚人番所揚り屋ゟ隠之
屋根を破り逃去候段不埒至極之
不埒ニ付三人共中追放

右之者共安政五午年同月[illegible]

御仕置相伺候処伺之通被仰渡之　御免

二十七

一延享四卯年十二月十日
遠島寛延四未年三月廿三日
一新潟ニ流罪

松平右京大夫領分元出家
野口傳七

年数二十年

右之者麹町新道ニ而端渡世致候処
同所ニ而張越嵩山歴々之儀御法度之
猫理一ヶ所内ニ入置候付其戸口ニ張札

且

二十八

石河土佐守殿
鴻田惣右衛門知行所
樋口宿之濤

宝暦四戌年六月十二日
一 中追放

年数二十九年

右之者ハ人惣右衛門後家母ニ不孝有之
殊不届之者粗暴之段及承候ニ付右之通

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

御元服　御官位昇進被仰出候ニ付　御免

二十九

寛政二戌年三月廿七日

一 誠心上師追放

火附盗賊改
長谷川平蔵宣以
同 組

年数廿七年

右之者加持ニ法印ニ致し候段相聞候者
兼而より長谷川平蔵手付ニ而ヨリ知

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』 請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『例書』　請求記号 812-8

ガラス使用